

## 12 教員免許更新制について

平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月1日から教員免許更新制が導入されました。

### 1. 教員免許更新制とは？

- ① 教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。
- ② 更新制を導入するため、普通免許状及び特別免許状の有効期間を、所要の資格を得て（注）から10年後の年度末までとします。  
例えば、令和5年3月31日に所要資格を得た免許状は令和15年3月31日まで有効となります。  
（注）「所要の資格を得て」・・・免許状の授与に必要な学位と単位を満たした状態のこと
- ③ 有効期間満了前の2年間に、大学などが開設する免許状更新講習を受講・修了しなければなりません。受講にあたっては、各人で講習の開設状況を確認し、受講を希望する講習について、講習開設者に受講を申し込みます。
- ④ 30時間以上の講習を受講・修了した後は、各開設者より修了証明書（履修証明書）が発行されますので、有効期間満了日の2ヶ月前までに、免許管理者（勤務地の都道府県教育委員会）へ免許状の写し等と共に更新の申請をする必要があります。

### 2. 更新講習の受講対象者

免許状更新講習を受講することができる者は以下のとおりです。

- (1) 現職教員（校長、副校長、教頭を含む。ただし、指導改善研修中の者を除く）
  - (2) 実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員
  - (3) 教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
  - (4) (3) に準ずる者として免許管理者が定める者
  - (5) 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程の教員
  - (6) 上記に掲げる者のほか、文部科学大臣が別に定める者
- また、今後教員になる可能性が高い者として、
- (7) 教員採用内定者
  - (8) 教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用（または非常勤）教員リストに登載されている者
  - (9) 過去に教員として勤務した経験のある者
  - (10) 認定こども園で勤務する保育士
  - (11) 認可保育所で勤務する保育士
  - (12) 幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設で勤務している保育士

### 3. ペーパーティーチャーの扱いについて

10年間の有効期限を過ぎると免許状は失効します。それまでに教員としての勤務経験がなく、それから先に教員となることも見込まれない方は、更新講習を受講することはできません。

ただし、それまでに教員としての勤務経験がある方や教育職員となることが見込まれる方（教員採用内定者、都道府県教育委員会や私立法人の臨時任用教員リスト登載者など）は、更新講習を受講・修了し、免許管理者（住所地の都道府県教育委員会）へ更新の申請をすることができます。

#### 4. その他

---

教員免許更新制にかかる最新の情報は文部科学省のホームページで確認できます。

文部科学省ホームページアドレス <http://www.mext.go.jp/>